

会 議 録

会 議 名	第 5 回山陽小野田市 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
開催日時	平成 3 0 年 3 月 2 7 日（火） 1 8 時 0 0 分～1 9 時 4 0 分
開催場所	山陽小野田市役所 3 階 大会議室
出席者 (16名)	宇部フロンティア大学人間社会学部 福祉心理学科長 工藤 隆治 出合地区社会福祉協議会 会長 佐井木 勝治 高泊地区社会福祉協議会 会長 磯部 吉秀 埴生地区社会福祉協議会 会長 五十嵐 章彦 小野田ボランティア連絡協議会 会長 和田 千鶴 山陽ボランティア連絡協議会 会長 水田 愛子 山陽小野田市民生児童委員協議会 会長 山中 一豊 山陽小野田市民生児童委員協議会 副会長 森川 繁夫 山陽小野田市自治会連合会 会長 岡本 志俊 山陽小野田市自治会連合会 副会長 千々松 正俊 山陽小野田市老人クラブ連合会 会長 平田 武 山陽小野田市福祉員の会連絡協議会 会長 篠原 明子 山陽小野田市母子寡婦福祉連合会 会長 森本 哲子 山陽小野田市子ども・子育て協議会 委員 加藤 善成 山陽小野田市障害者協議会 会長 宮川 力雄 公募委員 田中 絹枝
欠 席 者 (2名)	山口県社会福祉協議会 主任主事 遠藤 真由美 公募委員 上野 正昭

<p>事務担当課 及び職員</p>	<p>山陽小野田市健康福祉部長 岩本 良治 健康福祉部次長 兼本 裕子 社会福祉課長 渡部 勝也 社会福祉課長補佐 池田 康雄 社会福祉課地域福祉係長 桑原 睦 社会福祉課地域福祉係主任主事 田邊 碧 山陽小野田市社会福祉協議会事務局長 流田 幸彦 地域福祉課長 沖野 浩 地域福祉課主事 若松 勇輔</p>
<p>傍聴者</p>	<p>0人</p>
<p>会議次第</p>	<p>1 事務局あいさつ 2 委員長あいさつ 3 議事 （1）山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画 （素案）について 4 その他</p>
<p>会議結果</p>	<p>山陽小野田市地域福祉計画策定委員会設置要綱第6条 第1項により、工藤委員長が議長として議事進行を行 う。 ○3について （1）山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画 （素案）について 事務局が素案について説明を行った。 委員長：素案を1章ずつ審議することとする。第1章 で意見はあるか。 （発言なし） 委員長：第2章について意見は。 委員：13ページの（2）幼稚園（管内）・保育所 （管内）の定員及び在園児数では定員を示し</p>

ているが、14ページの(3)児童クラブの児童数には定員という言葉がない。どのように捉えたらよいか。また、「年次的な施設整備が必要です。」とあるにもかかわらず、講じるべき策について記述がない。

21ページの(2)各種がん検診実施状況について、対象者数が同じ年度があるが、どういう理由か。さらに、平成28年度に対象者数の基準が変わったとあるが、どのように基準が変わったのか明記すべきである。

事務局：児童クラブの定員は概ねの数である。児童クラブは本市の12校区全てに設置している。条例上は6年生までを受け入れることとなっているが、施設の確保等の関係で全ての児童クラブで6年生までの受け入れはできておらず、待機児童も発生している。21ページの検診対象者数については、国の方針に基づいている。胃がん等は平成28年度から2年に一度の受診となっているため、単年度ごととする場合、対象者を2分の1で算出したものを掲載する方法もあるが、ここでは全数を掲載している。いずれにしても、対象者数は大きく変わっていることは事実であり、その説明を記載するか、単年度で掲載するか事務局で検討したい。

委員：12ページの(4)総人口の推計で平成72年には35,793人とあるが、同じ福祉分野の「公立保育園再編計画」で掲載している将来人口の見通しは、同じ平成72年で4

9,097人とあり、異なっている。どちらが正しいのか。

事務局：本計画には出典のとおり、「山陽小野田市人口ビジョン」に基づき掲載しているが、第二次山陽小野田市総合計画等と比較しながら、掲載すべきデータを次回までに提示したい。

委員長：第3章で意見は。

(発言なし)

委員長：第4章の審議に移る。

委員：47ページにバリアフリー等に※印がついているがどういう意味なのか。

事務局：資料編の用語解説に掲載している語句は※印をつけている。その語句が出てくる度に※印をつけている。

委員：44ページの取組①「住民主体の活動の推進」の住民や地域が取り組むことについて、この内容では具体性がないのではないか。

委員：老人クラブは会員数が減少している現状があるが、45ページに「老人クラブ等の活動を理解し、参加や協力をします。」と記載している。その辺りをどう理解すればよいのか。

事務局：44ページについて、実現可能な目標とするため抽象的な表現になっている。また、老人クラブについて実際に会員数は減少しているが、地域の重要な福祉団体の一つであることから、老人クラブも記載している。社会福祉協議会としても、老人クラブの活動を注視しながら、会員数の増加につながる取組を支援していきたい。

事務局：44ページの取組①「住民主体の活動の推進」の住民や地域が取り組むことの中で、あいさつや声かけ、見守りは比較的取り組みやすいが、三つ目のごみ出しや草取りは住民の負担になるもとだと思う。しかし、地域共生社会実現に向けた国の指針の中で、具体的にごみ出しや草取りといった記載があるので、それを参考に本計画に盛り込んだ形だが、表記については、実現可能な内容となるよう事務局で今一度検討したい。

取組②「地域福祉関係団体の連携強化」のところで老人クラブについて記載している。確かに会員数は減少しているが、活動自体はしっかりと行われているので現行のまま記載したい。ただ、御指摘のとおり地域の支え手が減少しており、ますます「互助」が大切になっている。行政としては、高齢福祉課が主体となり、地域包括ケアシステムにおける協議体設置の取組を進めている。現在、二つの校区が先進的取り組んでいる状況であり、全校区の設置には至っていないが、協議体の設置が実現すれば、今まで以上に地域の力が結集できると考えている。

委員：ごみ出しや草取りの部分についてだが、現時点でできていなくとも、4年間かけて実現できるように取り組んでいくべきである。ページが遡るが、22ページ及び38ページに高齢者についての記載がある。一口に高齢者といえども元気な高齢者もいればそうでな

い高齢者もおり、幅が広い。高齢者の中でも積極的に活動できる人がいれば、そういった人の力を活用すべきだ。私が住む自治会は320世帯ある。先日、自治会の会合の中で「高齢者同士、助け合っていきましょう」と呼びかけたところ、賛同してくれた人たちが少なからずいた。高齢者の力を地域に活用できるような趣旨を計画の中に盛り込んでほしい。

委員：38ページの住民や地域が取り組むことの中で「自治会や地域の行事に積極的に参加します。」「参加しやすいイベントや行事を実施します。」とあるが、高齢者が多いため、会場に出かける交通手段がない。タクシー券の発行やコミュニティバス等の工夫が必要である。また、公民館にしても1階が広くない、エレベーターが設置していないなど施設的な問題もある。「人に迷惑をかけるから外に出ない」という高齢者はたくさんいる。その辺りが解消されないと、イベントや行事の参加を広く呼びかけるのは難しい。

事務局：公共施設についての所管は他の部となるが、バリアフリー化の推進を年次的に取り組んでいるところである。エレベーターについての指摘があったが、エレベーターを設置している施設のほうが少ない状況である。いずれの施設も老朽化が進行しているので、建物そのものの更新も考えていかなければならないが、費用も時間も費やすことから慎重に判断

していきたいと考えている。

委員：先程も指摘したが、14ページの(3)児童クラブの児童数のところで、「年次的な施設整備が必要です。」とあるにもかかわらず、具体的な施策が載っていない。また、子ども・子育て支援計画との関係性はどうか。

事務局：御指摘のとおり、現状だけ示して解決策の記載がないため、この部分について事務局で検討する。子どもの分野については、子ども・子育て支援計画があり、本計画との関係性については、6ページにあるとおり、第二次山陽小野田市総合計画が最上位としてあり、その次に本計画があり、最後に個別計画が位置付けられている。本計画は幅広い内容であり、その中に個別計画の詳細な内容まで盛り込むのは難しいので、他の個別計画との整合性を図りながら記載の内容を検討したい。

委員：児童館と児童クラブはどう違うのか。また、児童館は旧小野田市側にしかないのか。

事務局：児童館の建設は旧小野田市側で進めたもので、小学校区に一つある。旧山陽町でそういった取組がなかったため、旧山陽町側に児童館はないが、石丸総合館という隣保館と児童館の機能を合わせもった施設がある。費用面で旧山陽町側に児童館を新設することは難しいため、既存の施設の活用を考えている。既存の施設も本来もっている役割があり、また老朽化も進んでいるため、調整が難しい側面もあるが、学校の空き教室等があれば積極的

に活用したい。

委員長：子どもや高齢者についての議論が交わされたが、障がい者についてはどうか。

委員：「災害時の支援体制の整備」とあるが、地域の中にどういった障がい者がいるかが把握できていないと災害時の支援につながらないのではないか。また、障害者手帳の所持にかかわらず、例えば高齢者も災害時に支援は必要である。支援が必要な人たちの把握と連携が重要である。日頃から、実際に災害が起こった時の動きを考えておかないと行動できない。山陽小野田市の力量で可能な範囲のことを盛り込んだほうが、計画の具体性が高まるのではないか。直前の児童館の問題にしても、現状として施設は老朽化しているが、建て替えたり、新設したりすることは財源的に厳しい。そうであれば、既存の施設を活用するしかないということになる。そういうことも山陽小野田市の力量で可能な範囲といえるのではないか。

事務局：障がい者等の災害弱者に対する対応は国からの方針により、要支援者リストを作成し、支援につなげることになっているが、それを実現するためには、地域でのキーパーソンが必要不可欠であるため、取組が難航している。

委員長：第5章の審議に移る。

(発言なし)

委員長：資料編で何か意見は。

委員：71ページの委員名簿が間違っており、正し

	<p>くは「山陽小野田市障害者協議会」である。</p> <p>委員長：他に誤字、脱字はないか。</p> <p>委員：市民アンケートの配色が見づらいので、工夫できないか。</p> <p>事務局：御手元の資料は2色刷りで印刷したもので、完成版はピンクを基調とした配色にする予定である。読みやすい計画書となるよう体裁を整えていく。</p> <p>委員：「障害」という言葉について、近年、漢字で表記せず、「害」を仮名にし「障がい」とすることが多いと思うが、市の機構は障害福祉課となっている。「子ども」について、本計画は「子ども」になっているが、市の機構は「こども」である。どのように解釈すればよいか。</p> <p>事務局：「障害」の「害」の字について、本市では、人を指すものは仮名、「障害者自立支援法」といった法律等の決められたものは漢字を使用することにしている。6ページで著しているように、本計画の下に位置付けている障がい者の計画については記載のとおりである。御指摘の表記の件については、再度事務局で精査することとする。また、市の機構に関しては、議論がなされているところだが、現状としては現行のままである。</p> <p>委員：普段、人と接するときには相手が障がい者かどうかはわからない。昔、民生委員・児童委員に就任した当初は、行政から障がい者に関する情報提供があったが、個人情報保護の関係</p>
--	---

で現在ではない。障がい者の定義や障がい者の方とのかかわり方について、どう向き合ったらよいものか。

事務局：障害者手帳を持つことで障がい者であると定義はされていない。暮らしていく中で暮らさざるさを感じる、いわゆる「社会的障壁」という言葉で表されるが、そういった方々を個々のサービスを提供することによって暮らしやすさを得られるように努めるのは行政の役割であるが、地域住民の方に理解をしていただき、少しの気づきと少しの手助けをいただくことによって暮らしやすくなる場面も日常の中に多々あることだと思う。本計画に具体的に盛り込んではいないが、「あいサポート運動」を展開している。障がいといっても、身体障がい・精神障がい・知的障がい・難病・子どもの発達障害などさまざまあるが、あいサポート運動はまず障がいの特性を知ろうということから始まっている。市役所の職員も研修を受講したり、出前講座として地域に出向いたり、民生児童委員協議会の総会で講演を行ったりと、普及のための活動に努めているところである。

委員：42ページに健康寿命が掲載されているが、これは本市の数値か。

事務局：本計画には第二次総合計画から引用しているが、数値を再度確認し、掲載する。他に疑問や不明な点があれば、事務局まで御連絡いただきたい。

	<p>委員長：事務局からあったように、不明な点があれば積極的に事務局に伝えていただくようお願いする。</p> <p>社会福祉課長があいさつの後、閉会。</p>
--	---